

市川市立大和田小学校個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立大和田小学校（以下「学校」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、児童名簿など学校が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（学校の取り扱う個人情報）

学校は、次の個人情報を収集し管理する。

- （1）児童の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）
- （2）学校の児童の氏名、クラス、保護者氏名、兄弟姉妹氏名
- （3）その他、学校の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

- 1 学校の個人情報管理責任者を市川市立大和田小学校校長、及び管理指導者を教頭とする。
- 2 学校は、市川市立大和田小学校（市川市大和田1丁目1番3号）内の校長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

学校は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、保護者、関係機関等から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。

- （1）保護者との連絡
- （2）児童名簿の作成、保健調査関連の名簿作成
- （3）関係文書の送付
- （4）その他、学校の目的を達成するに必要と判断した場合

2 個人情報を利用する際には、管理責任者及び管理指導者の承諾を得て、（予め備え付けてある管理名簿に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえ）個人情報を利用する。

第5条（第三者への提供）

学校は、収集した個人情報を次の場合を除き、第三者に提供することはできない。なお、校長の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を当該個人情報対象者（以下「本人」という）から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合

- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

学校は、個人情報につき、校長が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示）

学校は、本人、保護者、及び同人らから委任を受けた者からの個人情報開示、利用 停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

学校の教職員が、学校が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者、管理指導者に通知しなければならない。

2 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し事実を確認した後、理事会に報告するとともに、右事実を本人に通知しなければならない。

3 管理指導者は日々、学校の教職員に対して、個人情報の管理及び保管等、教職員への指導を行う。

第9条（研修）

学校は、教職員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第10条（苦情の処理）

学校は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第11条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、個人情報保護法の改正があった場合において改正することができる。

附則

本取扱方針は平成30年4月26日より施行する。